

環境共生住宅推奨部品の表示ガイドライン

環境共生住宅推奨部品の登録後は、下記に従い、登録した旨をカタログ・ホームページに表示することができます。

1. 一般社団法人環境共生住宅推進協議会より環境共生住宅推奨部品の登録を受けた者は、「環境共生住宅マーク」（以下、「マーク（商標）」という）と「環境共生住宅推奨部品」の表示をすることができます。
2. 表示は、表示申請の内容確認完了後から可能となります。
また、申請する表示内容が、登録内容と異なる場合、異なることが確認された場合は、表示を修正または撤去しなければなりません。
3. 「マーク（商標）」及び「環境共生住宅推奨部品」の表示は、登録された部品のカタログ・ホームページとします。登録された部品そのもの等への表示はできません。
4. 環境共生住宅推奨部品を登録した旨を示すときは、次の項目を記載することとします。マーク（商標）のみの使用は認めません。
 - a. 一般社団法人環境共生住宅推進協議会の登録であること
 - b. 登録部品分類範囲

記載例を次に示します。（環境共生住宅推奨部品の名称を「ECO_XYZ」とした場合）。

【記載例】

「ECO_XYZ は、一般社団法人環境共生住宅推進協議会より、【内外装材】開口部材（窓）の環境共生住宅推奨部品として登録されています。」

5. マーク（商標）は、下図に示すデザインとします。



環境共生住宅マーク（カラー）



環境共生住宅マーク（黒）

6. 表示の有効期間は、環境共生住宅推奨部品の登録期間と同様とします。有効期間に達する場合は、再登録し、表示の再申請を行う必要があります。また、再登録しない場合は、表示を撤去する必要があります。
7. 上記以外の使い方をすることは、予め一般社団法人環境共生住宅推進協議会の許可を得る必要があります。

以上